

令和 7 年 10 月 27 日招集

令和 7 年 第 10 回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

## 令和7年第10回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和7年第10回東根市農業委員会定例総会を職業訓練センター講義室に招集した。

1. 令和7年10月27日（月）午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（19名）

1番 清 野 周 治	2番 元 木 太 志	3番 大 江 弘 哉
4番 留 場 美 佐	5番 仲 野 孝 藏	6番 山 科 幸 子
7番 永 瀬 清 一	8番 石 山 一 穂	9番 栗 原 洋 幸
10番 芦 野 繁 美	11番 阿 部 升	12番 寒 河 江 一 浩
13番 大 江 正 好	14番 加 藤 友 英	15番 中 谷 裕
16番 高 橋 浩 一	17番 東 海 林 光 輝	18番 門 脇 功
19番 菅 原 繁 治		

1. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 報第15号 農地の転用の制限の例外確認申請について
- 第5 報第16号 農地賃貸借契約の合意解約について
- 第6 議第45号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第7 議第46号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 第8 議第47号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第9 議第48号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について
- 第10 議第49号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
- 第11 農地あっせん委員会の報告
- 第12 農地転用委員会の報告
- 第13 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長	伊 藤 亨	農政主査兼農政係長	高 橋 範 一
農地係長	後 藤 美智子	主任	小山田 ルミ

1. 議長 農業委員会会長 菅原繁治

## 1. 議事の顛末

### 【議長】

只今から、令和7年第10回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届け出ありました委員はおりません。

従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

12番寒河江一浩委員、13番大江正好委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定ですが、お諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第9回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配布している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第15号農地の転用の制限の例外確認申請についてから、日程第10、議第49号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、までの2報告と5案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。伊藤事務局長、お願ひします。

### 【伊藤事務局長】

令和7年第10回東根市農業委員会定例総会議案書に基づき、その内容についてご説明いたします。1頁をお開きください。

今月の農地の転用の制限の例外確認申請は1件です。

報第15号 農地の転用の制限の例外確認申請について

別紙土地に係る農地の転用の制限の例外確認についての申請があり、農地法第4条第1項第8号の規定により県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものです。

2頁をお開きください。農地の転用の制限の例外確認申請関係

受付番号6番 申請者住所氏名：東根市宮崎二丁目●●●● ●●●●。転用しようとする土地の表示、土地の所在：宮崎二丁目●●●●。地目：畠 面積：543m<sup>2</sup>の内25.2m<sup>2</sup>。土地の所有者：●●●●、転用の理由：農機具小屋を設置する、所要面積：農機具小屋 19.87m<sup>2</sup>、通路ほか5.33m<sup>2</sup>です。3頁をお開きください。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は1件です。

報第16号 農地賃貸借契約の合意解約について

農地法第18条第6項の規定により通知があった、別紙土地に係る合意解約について、同条第1項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものです。4頁をお開きください。

農地賃貸借契約の合意解約関係

受付番号94番 土地の所在：大字松沢字志茂●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：1,202m<sup>2</sup>他1筆。賃貸人住所氏名：西村山郡河北町谷地戊●●●● ●●●●。賃借人住所氏名：西村山郡河北町谷地辛●●●● ●●●●。解約後の利用：賃借人が耕作です。5頁をお開きください。

今月の農地法第3条の許可申請は3件です。

議第45号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものです。6頁をお開きください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、所有権移転

受付番号138番 土地の所在：大字荷口字北野●●●●。地目、登記簿：畠、現況：樹園地、地積：1,359m<sup>2</sup>他1筆。譲渡人住所氏名：寒河江市大字西根●●●● ●●●●。事由：財産整理による、経営面積：131a。譲受人住所氏名：東根市大字藤助新田●●●● ●●●●。事由：経営規模拡大、経営面積：356aです。

以下、受付番号139番の申請は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表（所有権移転）は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。7頁をお開きください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、賃貸借権設定

受付番号140番 土地の所在：大字羽入字押堀●●●●。地目、登記簿：畠、現況：樹園地、地積：1,076m<sup>2</sup>。貸人住所氏名：村山市河島山●●●● ●●●●。事由：農業廃止、経営面積：82a。借人住所氏名：東根市大字羽入●●●● ●●●●。事由：経営規模拡大 経営面積：225aです。

農地法第3条総括表（賃貸借権設定）は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。8頁をお開きください。

今月の農地法第4条の許可申請は1件です。

議第46号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

農地法第4条第1項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものです。9頁をお開きください。

農地法第4条第1項の規定による許可申請関係

受付番号6番 土地の所在：一本木二丁目●●●●。地目、登記簿：畠、現況：宅地、地積：184m<sup>2</sup>。申請人住所氏名：東根市中央一丁目●●●● ●●●● 職業：●●●。転用後の主要目的：駐車場、除雪機置場、通路他で、所要面積計が184m<sup>2</sup>。備考として追認案件です。

農地法第4条総括表は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。10頁をお開きください。

今月の農地法第5条の許可申請は1件です。

議第47号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

農地法第5条第1項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものです。11頁をお開きください。

農地法第5条第1項の規定による許可申請関係

受付番号35番 土地の所在：中央四丁目●●●●。地目、登記簿：畠、現況：畠、地積：610m<sup>2</sup>他3筆。譲渡人住所氏名：東根市中央東二丁目●●●● ●●●● 職業：●●●。譲受人住所氏名：宮城県仙台市宮城野区新田東三丁目5番地の1 東北ミサワホーム株式会社 代表取締役 古屋保巳 職業：不動産業。転用後の主要目的：宅地分譲。所要面積計が1,633.48m<sup>2</sup>。備考として所有権移転、実測面積です。

農地法第5条総括表は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。12頁をお開きください。

ただいま説明いたしました例外確認申請、農地法第4条、及び第5条の申請箇所を示す位置図ですので参考にしてください。13頁をお開きください。

今月の農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案件は5計画です。

議第48号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、別紙土地に係る農用地利用集積等促進計画を作成するため、本会の意見を求めるものです。14頁をお開きください。

農用地利用集積等促進計画関係、賃貸借権設定

番号1番 土地の所在：大字東根元東根字日塔●●●●。現況地目：田、認定面積：11,256m<sup>2</sup>他2筆。貸人住所氏名：東根市本丸南二丁目●●●● ●●●●。借人住所氏名：東根市大字泉郷●●●● ●●●●。契約期間：始期：令和8年1月1日、終期：令和17年12月31日。賃借料：10aあたり13,916円です。

以下、番号2番から5番までの4計画については、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積等促進計画総括表（賃貸借権設定）は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。15頁をお開きください。

#### 議第49号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

今年度全国において農地利用最適化推進委員による農地への不法投棄に伴う逮捕・起訴、農業委員会事務局職員による虚偽有印公文書の作成などの不祥事が続けて発生しております。

行政委員会である農業委員会は法令遵守による公正・公平な職務遂行、とりわけ農地制度の適正執行に努めなければならないところです。

この件に関しましては、令和元年11月28日に開催された令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」を決議し、改めて農業委員会組織として綱紀肅正の徹底を図っていくことが確認されております。また、全国農業委員会会長大会では令和2年以降毎年、全国組織運動の申し合わせで「綱紀保持の取り組みの徹底」が決議されております。

この決議の趣旨に則り、農業委員会の社会的役割の重大さを再認識し同様の事案が発生しないよう、毎年各農業委員会総会等において「農業委員会の法令遵守、綱紀保持の取り組みの徹底」及び「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を行うよう、山形県農業会議から依頼があったものです。決議の内容につきましては、読み上げて提案に代えさせていただきます。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1つ、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2つ、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。令和7年10月27日、東根市農業委員会。

以上で、報告案件2件と議案5件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願いいいたします。

**【議長】**

次に日程第11、農地あっせん委員会の報告を、農地あっせん委員会委員長より求めます。

9番、栗原洋幸農地あっせん委員会委員長。

**【9番栗原洋幸農地あっせん委員会委員長】**

はい、9番栗原です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を10月21日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび提案されました議題は、農地法第3条による所有権移転の許可申請2件、賃貸借権設定の許可申請1件、合計3件の取り扱いについてです。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る10月16日に実施しました農地あっせん委員による関係地区の現地調査、及び事務局による現地調査の結果をもとに慎重に審査を行いました。

はじめに所有権移転の許可申請についてですが、受付番号138番および139番の申請事由は、経営規模拡大となります。

次に賃貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号140番の申請事由は、経営規模拡大となります。

いずれの案件も、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべて満たしております。

以上のことから、今月の案件はすべて許可することが妥当であるとの意見の一致をみております。

以上が農地あっせん委員会の報告です。

つきましては、本総会におきましてもよろしくご審議くださいますよう、お願ひいたします。

**【議長】**

次に日程第12、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。

11番、阿部昇農地転用委員会委員長。

**【11番阿部昇農地転用委員会委員長】**

はい、11番阿部です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を10月21日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび提案されました議題は、農地法第4条による許可申請1件、農地法第5条による許可申請1件です。

転用許可申請関係案件については、去る10月16日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

はじめに農地法第4条申請についての農地区分、及び立地基準の判断ですが、受付番号6番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第3種農地となります。駐車場を整備するものです。

農地区分(第3種農地)「第2の1の(1)のエの(ア)b(c)」に該当

なお受付番号6番については、令和6年11月に造成を行い駐車場として利用している事による追認案件であり、申請人より顛末書も提出されています。

次に農地法第5条についての農地区分、及び立地基準の判断ですが、受付番号35番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため第3種農地となります。分譲用宅地を整備するものです。

農地区分(第3種農地)「第2の1の(1)のエの(ア)b(c)」に該当

以上を踏まえ、許可基準に留意し各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

以上が農地転用委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましてもよろしくご審議くださいますよう、お願ひいたします。

### 【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び農地転用委員会の報告を終わります。

これより質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑もないようですから終結いたします。

次に日程第13、地区委員会の開会及び報告についてであります。お諮りいたします。ただいまから、15分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

それでは休憩いたします。

午前10時15分 休憩  
午前10時30分 開議

**【議長】**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

**【2番 元木太志委員】**

2番元木です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第46号、及び議第47号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第48号については、地域の中心となる担い手に貸付するものであり、当該計画を認め決定することの意見の一致をみました。

議第49号については、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、高い倫理観の維持と法令遵守を徹底するため申し合わせ決議のとおり決定することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願ひいたします。

**【議長】**

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

**【4番 留場美佐委員】**

4番留場です。東郷・高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第49号については、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し高い倫理観の維持と法令遵守を徹底するため、申し合わせ決議のとおり決定することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願ひいたします。

**【議長】**

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いいたします。

**【12番 寒河江一浩委員】**

12番寒河江です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第45号については、経営規模の拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第48号については、地域の中心となる担い手に貸付するものであり、当該計画を認め決定することの意見の一致をみました。

議第49号については、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、高い倫理観の維持と法令遵守を徹底するため、申し合わせ決議のとおり決定することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願ひいたします。

【議長】

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

なお、報第15号農地の転用の制限の例外確認申請について、及び報第16号農地賃貸借契約の合意解約については報告事項でありますので、ご了承願います。

それでは、議第45号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議第46号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議第47号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議第48号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について、議第49号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、以上5案件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議第45号から議第49号までについて、農地あっせん委員会、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり許可すること、許可相当との意見を付すること、及び決定することに賛成の方の挙手を求めます

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって議第45号から議第49号については、許可すること、許可相当との意見を付すること、及び決定することに決しました。

以上で日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和7年第10回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

午前10時36分　閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議長

議事録署名委員

議事録署名委員